

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 2月29日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1・2号廃棄物処理設備	2号機廃棄物処理補機冷却系熱交換器(C)貝殻除去装置において、覗き窓から海水の漏えい(運転時:1滴/5秒)が認められたため、当該覗き窓を点検・修理。なお、通常運転に支障はなし。	GⅢ	
2	その他	現場撮影に用いたカメラにおいて、SDカードの紛失が認められたため、対応検討。なお、撮影データに核物質防護上問題となるものはない。	GⅢ	
3	その他	固体廃棄物貯蔵庫低レベル放射性廃棄物搬出検査装置分電盤において、分電盤負荷の結線と図面に相違が認められたため、当該分電盤の図面を修正。	GⅢ	
4	その他	化学分析室(5箇所)内に設置の「有機溶剤等使用の注意事項」掲示板において、記載内容が法令改正前の内容であることが認められたため、当該掲示板内容を変更。	GⅢ	